

《入所利用料金表》

◇【基本利用料(保険給付1日当りの単位数)】

[2019年10月～]

項 目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施 設 サービス費	個 室	701	746	808	860	911
	多床室	775	823	884	935	989

※自己負担額(円):1割負担の場合→所定単位数×10.72×10/100

※自己負担額(円):2割負担の場合→所定単位数×10.72×20/100

※自己負担額(円):3割負担の場合→所定単位数×10.72×30/100

◇【居住費・食費の負担分/1日当り】

単位：円

項 目		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
居 住 費	個 室	490	490	1,310	1,668
	多床室	0	370	370	530
食 費		300	390	650	1,850
お や つ		50	50	50	50

◇【加算利用料(保険給付の単位数)】

項 目	単 位 数	加算 単位	内 訳
初期加算	30	1日	入所日から起算して30日間に限り加算
夜勤職員配置加算	24	1日	入所者数20人に対し1人以上の夜勤者を配置
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	1日	同一施設等に3年以上継続勤務している介護職員が全介護職員の30%以上勤務している場合
栄養マネジメント加算	14	1日	管理栄養士が栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養管理を行っている場合
療養食加算	6	1回	厚生労働大臣が定める療養食を医師の食事箋に基づき提供した場合1日3食を限度として1食を1回
短期集中リハビリテーション実施加算	240	1日	入所日から3ヶ月以内の期間に集中してリハビリテーションを週3回以上行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240	1日	入所日から3ヶ月以内の期間に集中してリハビリテーションを週3回行った場合
口腔衛生管理体制加算	30	1月	歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る助言指導を月1回
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	235	1日	感染症等の治療を実施した場合(7日間限度)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	475		
経口維持加算(Ⅰ)	400	1月	☆摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる場合 ☆(歯科)指示に基づき各職種共同して、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合 ☆医師、歯科医師及び歯科衛生士が参加した場合には、(Ⅱ)を加算
経口維持加算(Ⅱ)	100		
外泊時費用	362	1日	外泊された場合[1ヶ月に6日を限度]
褥瘡マネジメント加算	10	1月	褥瘡の発生予防のための管理に対する評価【3か月に1回限度】
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(Ⅱ)	450 480	1回	訪問し、退所目的の施設サービス計画の策定・診療方針の決定を行った場合[入所予定日前・入所後1回]
退所時情報提供加算	500	1回	居宅支援事業者と退所前から連携し、情報提供と調整を行った場合
退所前連携加算	500	1回	居宅介護支援事業者への情報提供と連携調整を行った場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ			所定単位数×39/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			算定単位数×17/100

※自己負担額(円):1割負担の場合→所定単位数×10.72×10/100

※自己負担額(円):2割負担の場合→所定単位数×10.72×20/100

※自己負担額(円):3割負担の場合→所定単位数×10.72×30/100

※自己負担金は、精算する場合日数により端数処理を行いますので、合計金額に若干の差異を生じることがあります。

◇【その他の利用料(希望・選択)】

- 日用品費 [Aセット:44円/1日当たり] [Bセット:44円/1日当たり] [Cセット:58円/1日当たり]
- 教養娯楽費 [使用する材料費の実費相当額] (書道教室、俳句教室、陶芸教室、刺し子教室等)
- その他 [個室料、文書料、予防接種料、私用電気料、理髪料等] [税別]

個室[4,500円] [税別]	二入室[3,000円] [税別]	私用電気料[電気製品1個 20円/1日当たり] [税別]
私物洗濯料[1ネット:500円][コイン式:実費] [税別]		
[その他:実費相当額] 文書料、予防接種料、理髪料、嗜好品、購読料(個人専用の新聞・雑誌等)		